

目 次

刊行にあたって

はじめに..... 2

神作裕之

第 1 部 グローバル市場をめぐる近時の動向 11

第 1 章 非財務情報と統合報告

弥永 真生

1 我が国における非財務情報の開示	14
2 非財務情報開示の趣旨	36
3 欧州の状況	38
4 国際会計基準審議会	42
5 国際統合報告審議会	43
6 南アフリカ	45
7 日本における課題	47
(1) 連合王国	50
(2) ドイツ	52
(3) オランダ	53

第2章 グローバル金融規制の最新展開

ーノンバンク（シャドーバンキング）分野の規制などー

松尾 直彦

1	はじめに	56
2	ドッド＝フランク法5年間の規則制定の進捗状況	57
	(1) 規制当局別の規則制定の進捗状況(2015年7月15日現在)	57
	(2) 規制分野別の必要規則数(2015年7月15日現在)	58
	(3) デリバティブ押出し条項の見直し	58
	(4) デリバティブの証拠金規制の展開	60
3	グローバル金融規制のテーマの変遷	64
	(1) G20首脳会合	64
	(2) G20ピッツバーグ・サミットによる課題の整理	64
	(3) G20ソウル・サミットによる新規課題の提示	65
	(4) G20カンヌ・サミットによる新旧課題の整理	65
	(5) G20サンクトペテルブルク・サミットによる新旧課題の整理	67
	(6) G20ブリスベン・サミットによる課題達成と実施重視	67
	(7) G7エルマウ・サミット首脳宣言(2015年6月8日)	68
4	米国ドッド＝フランク法によるノンバンク SIFIs の規制	69
	(1) システム上重要な金融機関(SIFIs)	69
	(2) 米国 SIFIs の概要	70
	(3) FRB 監督米国ノンバンク金融会社の決定プロセス	71
	(4) FRB 監督米国ノンバンク金融会社の決定事例	72
	(5) 資産運用会社を巡る議論	73

(6) 国際金融規制改革プロセスへの批判	74
5 シャドーバンキングへの国際的取組み	76
(1) FSB の取組み	76
(2) EU における取組み	80
(3) 日本における取組み	81
6 システム上重要なノンバンク金融主体	86
(1) 非銀行・非保険 G-SIFIs の選定手法	86
(2) 非銀行・非保険 G-SIFIs の選定の目的	86
(3) 非銀行・非保険 G-SIFIs の選定手法の概要	87
(4) セクター類型ごとの最低規模基準	87
(5) 非銀行・非保険金融主体の評価プロセス	89
7 銀行構造改革	90
(1) 検討の経緯	90
(2) FSB 銀行構造改革報告書の結論	90
(3) 主な銀行構造改革	91
8 おわりに	92

第3章 金融規制の直近のテーマとそれによる金融機関経営への影響に関する考察 中空 麻奈

1 はじめに	94
2 標準的手法の見直し	95
(1) 標準的手法の見直し	95
(2) 銀行の行動への影響	97
3 信用リスクに係る標準的手法の見直し	98

(1) 信用リスクに係る標準的手法の見直し	98
(2) 銀行の行動への影響	101
4 証券化商品のキャピタル・チャージの見直し	102
(1) 証券化商品のキャピタル・チャージの見直し	102
(2) 銀行の行動への影響	103
5 銀行勘定による金利リスク	104
(1) 銀行勘定による金利リスク	104
(2) 銀行の行動への影響	106
6 TLAC	108
(1) TLAC とは何か	108
(2) TLAC 適格債務のタームシート	111
(3) ダブルギアリング、適合期間、TLAC 算入の特例	113
(4) 内部 TLAC：破綻処理エンティティと重要な子会社に対する TLAC の適正配分	114
(5) 銀行の資本政策への影響、TLAC 適格債務の市場への影響	116
7 おわりに	120

第4章 日米欧における近年の一般投資家 保護の諸相

松井 智予

はじめに	124
1 日本	125
(1) 機関投資家と一般投資家の区別	125
(2) 販売行為規制	131

2	アメリカの現状	135
	(1) アメリカにおける規制動向の概観	135
	(2) 投資家の区分と業者規制	138
	(3) 販売行為規制	145
3	EU の現状	158
	(1) EU における規制の概観	158
	(2) 金融商品・投資家の区分と業者規制	161
	(3) 販売行為規制	169
結 語		174

第5章 米国における株式市場構造を めぐる規制改革

大崎 貞和

1	はじめに	178
2	市場の構造変化の背景	180
	(1) 1990年代半ばまでの市場構造	180
	(2) 規制改革と取引市場の分散化	181
	(3) 加速した市場の構造変化	184
3	新たな規制改革に乗り出す SEC	187
	(1) SEC の現状認識	187
	(2) SEC による取組みと今後の課題	189
4	規制改革の現段階	194
	(1) 当局による制度整備の現状	194
	(2) NYSE のシステム・ダウンとその波紋	195
	(3) ティック・サイズ拡大のパイロット・プログラム	196

(4) リバート慣行をめぐって	198
(5) デークプールへの規制をめぐって	201
5 おわりに	203

第2部 日本の会社法と資本市場 205

第6章 振替株式の株主による権利行使の方法に関する一考察

—特に個別株主通知という仕組みの合理性について—

加藤 貴仁

1 はじめに	208
2 振替株式の株主の権利行使に関する制度の概要	210
(1) 基準日が設定される権利	210
(2) 基準日が設定される権利以外の権利	211
3 対抗要件としての個別株主通知の意義	213
(1) 個別株主通知を不要とする「株主の権利」の存在	213
(2) 親会社株主の子会社に対する権利について個別株主通知が不要とされることの意味は？	215
(3) 対抗要件としての個別株主通知の意味は？	217
4 試論	222
(1) はじめに	222
(2) 株券発行会社の株式と振替株式における株主名簿の意義の差異	224

(3) 個別株主通知の排他性？	227
-----------------------	-----

第7章 コーポレートガバナンス・ コードへの対応

武井 一浩

1 コーポレートガバナンス・コードへの実務対応上の留意点	234
(1) 企業の持続的成長・中長期的企業向上の礎としてのガバナンス	234
(2) ストーリー性のあるガバナンスの統合報告.....	235
(3) ストーリー性の根幹となる基本原則3及び原則3-1	237
(4) 資本コストを引き下げる双方向の建設的対話の実践（原則5-1）	240
2 広義の監督機能（the board 機能）の見える化 （基本原則4）	242
(1) 取締役会等（the board）の機能性の「見える化」.....	242
(2) 攻めのガバナンスを支える取締役会のコーチング機能.....	243
(3) 取締役会の自己評価（補充原則4-11③）	250
(4) 指名関連（原則3-1（iv）、補充原則4-1③等）.....	251
(5) 役員報酬改革（原則3-1（iii）・補充原則4-2①）.....	252
(6) 機関設計毎の差異	254
3 「ストーリー性のあるガバナンス」を示して企業戦略に活かす 前向きな対応をしないと意味がない	255

第8章 機関投資家による株式保有の 進展がもたらす問題

松井 秀征

1	はじめに	258
(1)	わが国における機関化現象	258
(2)	問題の所在	259
(3)	検討の順序	263
2	ドイツにおける問題状況	264
(1)	ドイツの株式会社における株式保有構造	264
(2)	ドイツにおける問題認識	266
3	イギリスにおける問題状況	271
(1)	イギリスの株式会社における株式保有構造	271
(2)	イギリスにおける問題認識	272
	〔執筆者〕	275
	〔研究会参加メンバー〕	278